

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 略	(組織) 第2条 略
<u>2</u> 略	<u>2</u> 前項に規定するもののほか、新県立体育館の整備に関する事務を処理させるため、事務局に新県立体育館整備推進総室を置き、当該総室に新県立体育館整備推進課を置く。
(保健体育課の分掌事務) 第7条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) スポーツ施設の整備に関すること。	(保健体育課の分掌事務) 第7条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) スポーツ施設の整備(他課の所管に属するものを除く。)に関すること。
(6) 学校保健(教職員に係るものを除く。第8号及び第11条第5号において同じ。)及び学校安全に関すること。	(6) 学校保健(教職員に係るものを除く。第8号及び第12条第5号において同じ。)及び学校安全に関すること。
(7)～(9) 略	(7)～(9) 略
(10) 香川県立武道館、香川県立総合水泳プール及び香川県立アリーナ並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関すること。	(10) 香川県立武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関すること。
(11) 略	(11) 略
(教育事務所の分掌事務)	(新県立体育館整備推進課の分掌事務) 第11条 新県立体育館整備推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 新県立体育館の整備推進に関すること。 (2) その他新県立体育館に関すること。

<u>第11条</u> 略 (職員) <u>第12条</u> 事務局（教育事務所を除く。<u>次条第12項</u>において同じ。）に、次の職員を置く。 (1) 略 <u>(2)～(6)</u> 略 <u>(7)～(9)</u> 略 <u>(10)</u> 室参事 <u>(11)～(26)</u> 略 2 略 (職務) <u>第13条</u> 略 <u>2～5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 室参事は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。 <u>8～19</u> 略 <u>第14条・第15条</u> 略	<u>第12条</u> 略 (職員) <u>第13条</u> 事務局（教育事務所を除く。<u>次条第13項</u>において同じ。）に、次の職員を置く。 (1) 略 <u>(2)</u> 総室長 <u>(3)～(7)</u> 略 <u>(8)</u> 総室参事 <u>(9)～(11)</u> 略 <u>(12)～(27)</u> 略 2 略 (職務) <u>第14条</u> 略 <u>2</u> 総室長は、教育長の命を受けて、その所轄する総室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 <u>3～6</u> 略 <u>7</u> 総室参事は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。 <u>8</u> 略 <u>9～20</u> 略 <u>第15条・第16条</u> 略
---	---

(香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和51年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略 (1) 略	1 香川県教育委員会事務局の職員の職は、次のとおりとする。 (1) 略 <u>(2)</u> 総室長

(2)～(6) 略

(7)～(9) 略

(10) 室参事

(11)～(33) 略

2・3 略

(3)～(7) 略

(8) 総室参事

(9)～(11) 略

(12)～(34) 略

2・3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。